

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
香川県東かがわ警察署	略			香川県東かがわ警察署	略		
	引田交番	東かがわ市引田139番地1	東かがわ市のうち、伊座、川股、 <u>帰来の一部</u> 、引田、 <u>松原の一部</u> 、吉田	香川県東かがわ警察署	引田交番	東かがわ市引田139番地1	東かがわ市のうち、川股、引田、吉田
	小海駐在所	略			本町駐在所	東かがわ市湊1847番地2	東かがわ市のうち、伊座、 <u>帰来</u> 、白鳥、松原、湊
	白鳥交番	東かがわ市湊1847番地2	東かがわ市のうち、川東、 <u>帰来の一部</u> 、三本松、白鳥、松原の一部、湊、横内の一部		小海駐在所	略	
	福栄駐在所	略			福栄駐在所	略	
	西村駐在所	略			東かがわ警察署所在地	東かがわ市三本松1723番地2	東かがわ市のうち、川東、 <u>三本松</u> 、横内の一部
	略				西村駐在所	略	
	略				略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。